

入学資格審査について

各研究科ページ（P17～60）にて出願資格を確認してください。

修士課程に出願資格 8（国際交流研究科・言語文化研究科のAO入試は出願資格 3）または 9、博士後期課程に出願資格 6 または 7 で出願する方は、出願前に入学資格審査を受ける必要があります。

なお、言語文化研究科を社会人特別入試で受験する方は出願資格にかかわらず、入学資格審査が必要です。

審査の結果、入学資格が認定された場合に限り、出願することができます。審査を受けた方が必ず出願できるとは限りませんので注意してください。

入学資格審査が必要かどうか判断できない場合は、以下を確認してください。

外国の大学を卒業した場合

各専攻共通の「外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または2020年3月31日までに修了見込みの者」の要件を充たす場合は入学資格審査を受ける必要はありません。

本学では高等教育自学考试は学校教育における16年の課程に含めません。入学資格審査で認定を受けてください。

要件を充たすかどうかの判断基準は、具体的には以下の通りです（いずれも卒業・修了見込みを含む）。

卒業後のパターン	入学資格審査
5年制以上の大学を卒業した	不要
3年制以下の大学を卒業した	要
3年制以下の大学を卒業後、4年制以上の大学に編入学し、卒業した	不要
3年制以下の大学を複数卒業した	要
3年制以下の大学を卒業後、日本の大学で1年制の留学生別科を修了したり、研究生として1年間以上在籍している	要

短期大学を卒業した場合

卒業後のパターン	入学資格審査
短期大学を卒業後、4年制以上の大学に編入学をしていない	要
短期大学を卒業後、4年制以上の大学に編入学し、卒業した	不要

専門学校を卒業した場合

卒業した大学	入学資格審査
出願資格 6 を充たす専門学校を卒業した	不要
出願資格 6 を充たさない専門学校を卒業した	要
出願資格 6 を充たさない専門学校を卒業後、4年制以上の大学に編入学し、卒業した	不要

【入学資格審査の流れ】

1 書類提出

入学資格審査に必要な書類を書留速達で郵送してください。郵送には市販の封筒を使用し、「入学資格審査用宛名シート」を貼り付けてください。入学資格審査願提出期間内必着とします。

入学資格審査に必要な書類は、各研究科ページ（P17～60）の「3. 出願書類」で確認してください。

[注意事項]

1. 入学資格審査書類に不備がある場合や、本学入学センター窓口を持参するなど、正規の方法以外による提出は受理しません。
2. 入学資格審査願提出期間を過ぎて書類が到着した場合には受理しません。
3. 理由の如何にかかわらず、入学資格審査願提出期間の延長は一切いたしません。
4. 審査結果に関わらず、入学資格審査時に提出した書類は一切返却しません。

2 結果到着

入学資格審査願提出締切日から約1週間後に、入学資格審査の結果を郵送します。

出願開始日3日前になっても結果が届かない場合は、必ず本学入学センター（TEL：03-3952-5115）まで連絡してください。

入学資格審査結果の到着の遅れを理由とした出願期間の延長は一切いたしません。

入学資格が認定された場合

3 出願

出願の準備をしてください。

出願方法は、P2～3「出願から入学手続までの流れ」②③で確認してください。

よくある質問例

Q1. 出願資格8（国際交流研究科・言語文化研究科のAO入試は出願資格3）は具体的にはどのような場合に認められるのですか？

- A. 学校教育法第102条第2項は、いわゆる大学院への飛び入学を認める規定です。この規定によって大学3学年修了後、または外国の学校教育における15年の課程を修了した後に本学以外の大学院に入学した方が、新たに本大学院に出願する場合は、まず入学資格審査によって入学資格の認定を受ける必要があることを定めたものです。

Q2. 目白大学大学院で一度入学資格審査を受けて出願可となりましたが、再度入学資格審査が必要ですか？

- A. 必要です。過年度の入試や、今年度の別の日程で入学資格審査を受けた場合も再度審査を受けてください。また、必要書類も改めてすべての書類を提出してください。

Q3. 国の教育制度上、教育課程が15年以下なのですが、入学資格審査は必要ですか？

- A. 必要です。各研究科ページにある【入学資格審査が必要な方の提出書類】をよく読んで、必要な書類を入学資格審査願提出期間内に提出してください。